

塗装及び標識等の標示に関する仕様書

この仕様書は、旭川市が購入する建設機械の塗装及び標識等の表示に関し共通して適用する。

ここに明記されていない箇所については、旭川市と物品供給人が協議の上、適宜その方法を定めるものとする。

1 塗装仕様

(1) 前処理

第1種ケレンに相当する脱錆，アルカリ洗剤，溶剤等による洗浄脱脂を行う。

(2) 表面処理及び下塗り

前処理後直ちに皮膜化成又はプライマによる表面処理を行う。皮膜化成後の下塗りは電着塗装とする。プライマは1～2回塗りとする。高温部においては耐熱プライマとする。

(3) パテ修正及び中塗り

パテ修正を行う場合はパテが完全に乾燥した後，水研ぎを行いプライマを1～2回塗る。サーフェスは塗装系に応じて1～2回塗るものとする。

(4) 仕上げ塗装

フタル酸樹脂系塗料又はこれと同等性能以上を有する塗料を2～4回塗りとし，機械内部及び下面については1～2回塗りとする。高温部は300℃～600℃の耐熱塗料を1～2回塗るものとする。

2 塗色

(1) 上塗装（スチールで作成された機械外面とする。）

日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2021年L版）色番号「K17-70X」とする。

なお，標準色が改訂された場合は，これに相当する塗色とする。

(2) 運転室内面

夜間作業時に照明等による幻惑の無いように暗色系の塗色を標準とする。

3 表示文字

表示する文字は，特に指定する場合を除き，丸ゴシック体で白色又は黒色とする。

4 バンパ等の塗色

車体前後部のバンパまたはこれに類する部分には，別図-1示す赤白縞の塗色を行うものとし，車体後部の赤色部分は反射塗料若しくは反射テープを使用するものとする。

5 除雪装置の塗色

除雪装置のブレード前面は赤色に塗装するものとし，日本塗料工業会塗料用標準色見本帳（2021年L版）色番号「K07-40X」の塗色を標準とする。

なお，標準色が改訂された場合は，これに相当する塗色とする。

6 事業名の表示

事業名の表示内容は別図-2に示すとおりとし，表示位置は車体両側面の適当な位置に明示するものとする。

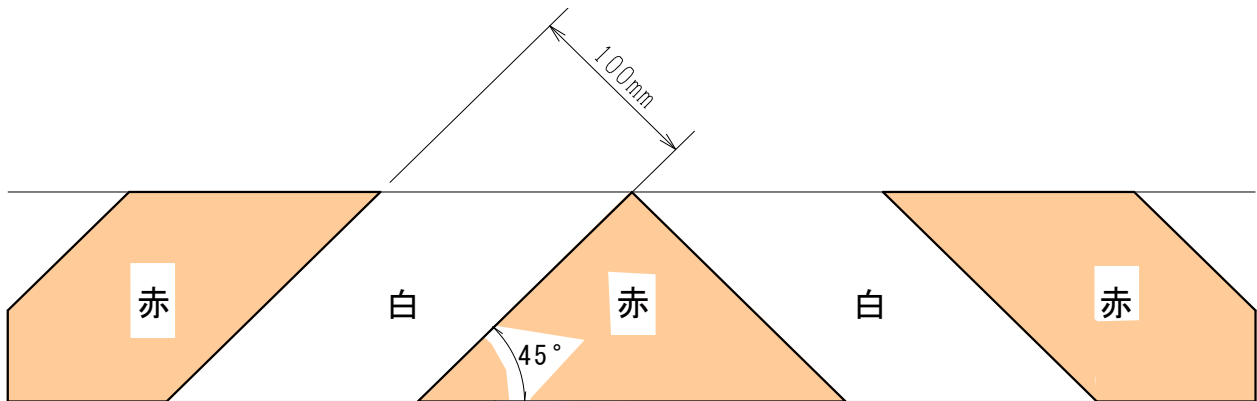
7 「旭川市」の表示

「旭川市」の表示は、機械の大きさ、形状等を考慮の上、車体両側面（車体形状によっては前面・後面）になるべく大きく表示するものとする。

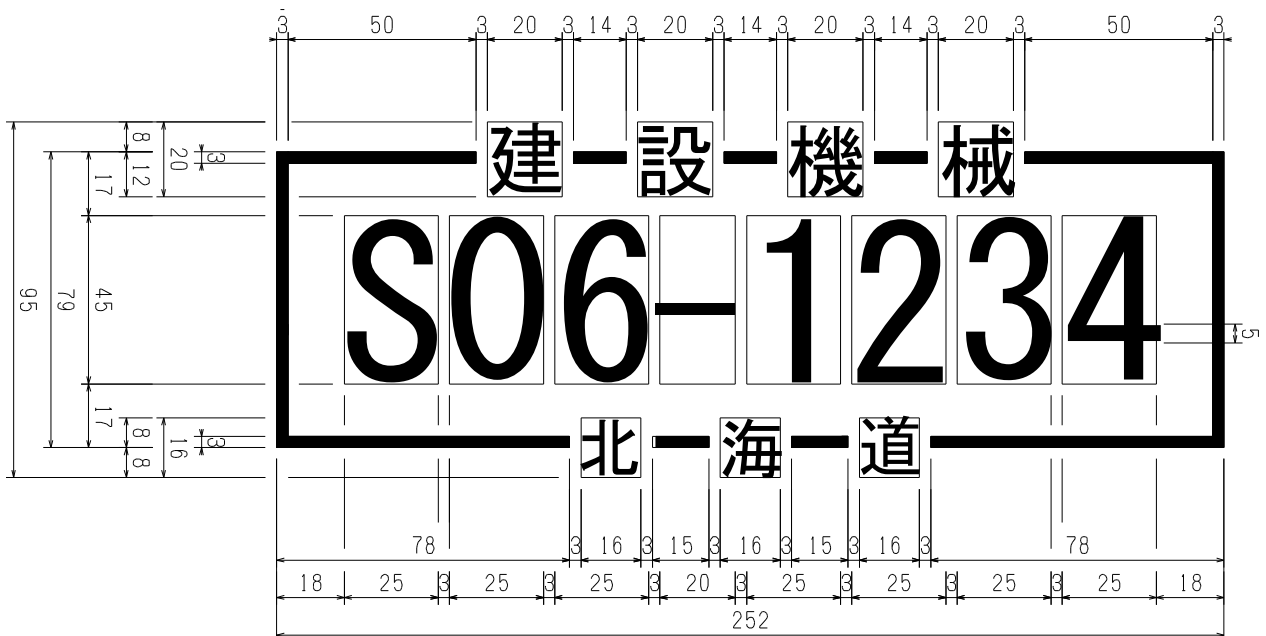
8 法令等に基づく表示

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条等、関係法令の規定により表示する必要があるものは、必要事項を指定された方法で表示するものとする。

別図－1



別図－2



※「北海道」は「旭川市」と読み替えること

※記載する文字について別途通知する